

国保制度改革について

平成29年5月31日

神奈川県保健福祉局
保健医療部医療保険課

医療保険制度改革の背景と方向性

1. 改革の背景

○増大する医療費 約40兆円 (毎年約1兆円増加)

H24国民医療費…前年比+6,300億円

①入院医療費の増…約6割(3,800億円)

②75歳以上の医療費の増…約7割(4,300億円)

③医療の高度化による医療費の増

…がんの医療費の増(1,700億円)は医科医療費の増の3分の1

○少子高齢化の進展による現役世代の負担増

給付費…後期高齢者は若人の約5倍

○国保の構造的な課題 (年齢が高く医療費水準が高い等)

2. 改革の方向性

以下により、国民皆保険を将来にわたって堅持

①医療保険制度の安定化(国保、被用者保険)

②世代間・世代内の負担の公平化

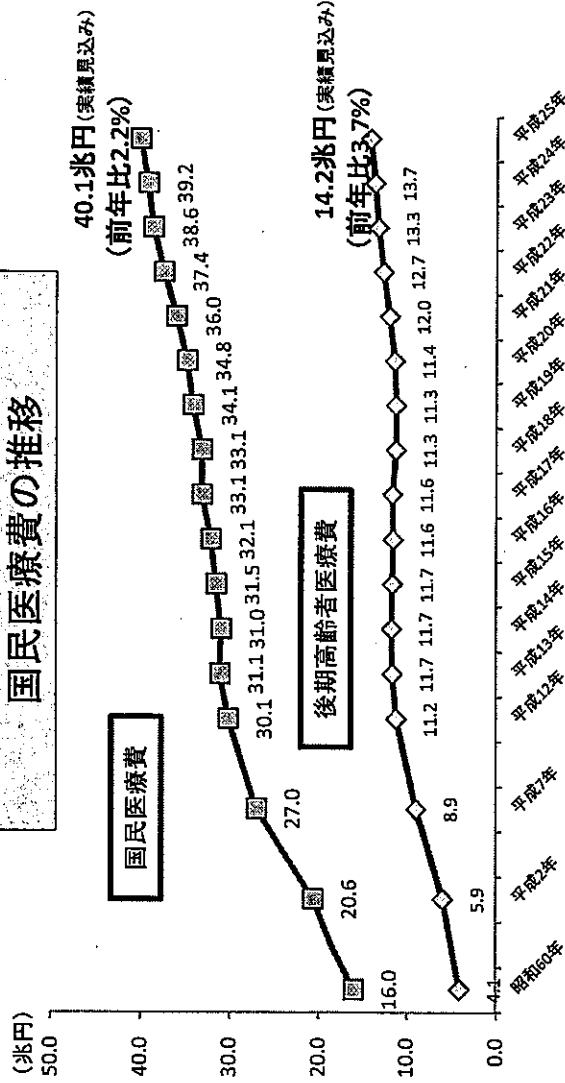
③医療費の適正化

- ・病床機能の分化・連携、入院医療の適正化、地域包括ケアの推進

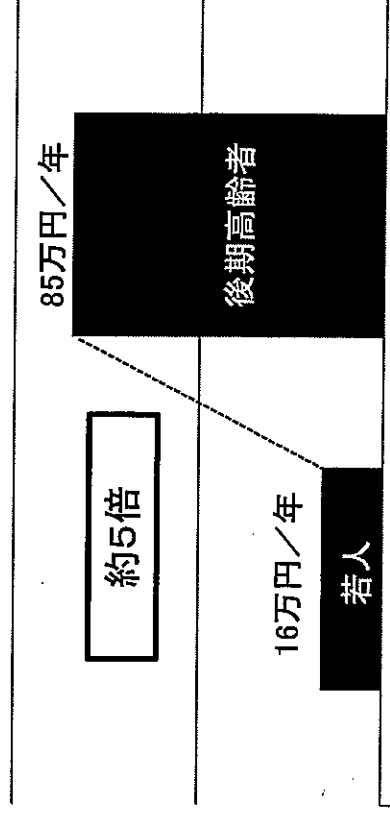
- ・予防・健康づくりの推進、ICTの活用

- ・後発医薬品の使用促進

国民医療費の推移



後期高齢者と若人の一人当たりの給付費



平成24年度の一人当たり給付費実績

市町村国保が抱える構造的な課題と 社会保障制度改革プログラム法における対応の方向性

1. 年齢構成

① 年齢構成が高く、医療費水準が高い

- ・ 65～74歳の割合：国保(35.6%)、健保組合(2.8%)
- ・ 一人あたり医療費：国保(32.5万円)、健保組合(14.6万円)

2. 財政基盤

② 所得水準が低い

- ・ 加入者一人当たり平均所得：国保(83万円)、健保組合(202万円(推計))
- ・ 無所得世帯割合：23.1%

③ 保険料負担が重い

- ・ 加入者一人当たり保険料/加入者一人当たり所得
市町村国保(10.3%)、健保組合(5.6%) ※健保は本人負担分のみの推計値

④ 保険料(税)の収納率低下

- ・ 収納率：平成11年度 91.38% → 平成26年度 90.95%
- ・ 最高収納率：95.25%(島根県) ・ 最低収納率：86.74%(東京都)

⑤ 一般会計繰入・繰上充用

- ・ 市町村による法定外繰入額：約3,800億円 うち決算補てん等の目的：約3,500億円
- 繰上充用額：約900億円(平成26年度)

3. 財政の安定性・市町村格差

⑥ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在

- ・ 1716保険者中3000人未満の小規模保険者 471 (全体の1/4)

⑦ 市町村間の格差

- ・ 一人あたり医療費の都道府県内格差 最大：2.7倍(北海道) 最小：1.1倍(富山県)
 - ・ 一人あたり所得の都道府県内格差 最大：22.4倍(北海道) 最小：1.2倍(福井県)
 - ・ 一人あたり保険料の都道府県内格差 最大：3.7倍(長野県)※ 最小：1.3倍(長崎県)
- ※東日本大震災による保険料(税)減免の影響が大きい福島県を除く。



① 国保に対する財政支援の拡充

② 国保の運営について、財政支援の拡充等により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、

- ・ 財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、

- ・ 保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村との適切な役割分担について検討

③ 低所得者に対する保険料軽減措置の拡充

国民健康保険の改革による制度の安定化

公費拡充

○国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)に加え、29年度以降毎年約3,400億円の財政支援(平成27年度は低所得者対策として保険者支援制度を1,700億円拡充)の拡充等を実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

- ・公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額(約3兆円)の1割を超える規模
- ・被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

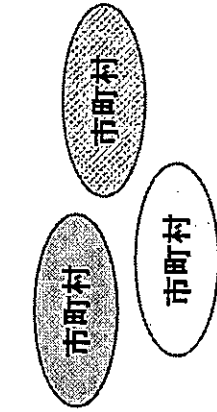
運営の在り方の見直し

○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

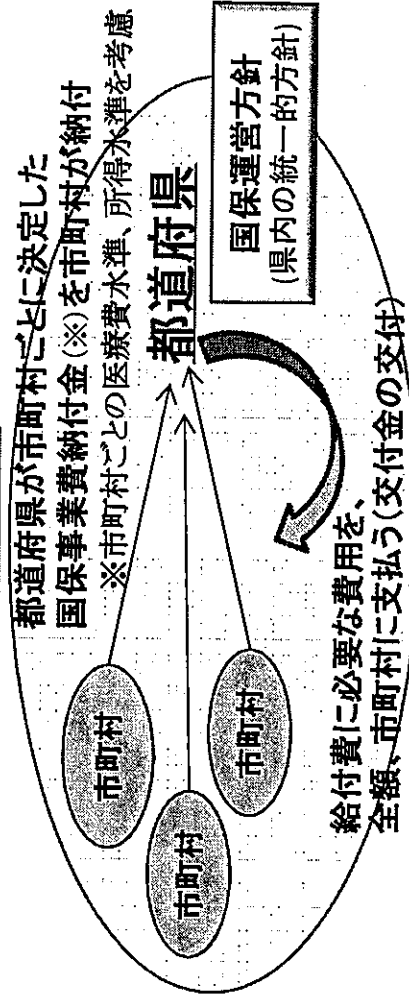
- ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示(標準的な住民負担の見える化)
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う ※保険料率は市町村ごとに決定

【現行】市町村が個別に運営



【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



改革後の国保財政運営における国、都道府県、市町村の役割

＜国の役割＞

- 国は、定率国庫負担等を行うことで、国保財政全体に対し一律の財政支援を行うと同時に、全国レベルで調整すべき、都道府県間の所得水準の調整、全国レベルで調整すべき都道府県・市町村の特別な事情等を考慮して調整交付金を配分する。
- 都道府県、市町村の医療費適正化等に向けたインセンティブとして支援金を交付する。

＜都道府県の役割＞

- 都道府県は、都道府県内市町村の医療給付、後期高齢者支援金、介護納付金等を支払い、その財源として国や都道府県一般会計からの公費や市町村から集める納付金を充てる。
- 市町村間の医療費水準や所得水準を調整し、市町村ごとの納付金を配分する。また、納付金を納めるために必要な標準保険料率を示す。
- 国保の財政運営の責任主体として、一般会計から定率の繰入を実施し、都道府県の国保財政全体の安定化を図るとともに、都道府県内で調整すべき各市町村の特別な事情（納付金の算定方法変更等に伴う保険料の急激な変化等）を調整するため、一般会計から繰入れ、市町村に交付金を配分する。
- 財政安定化基金を設置し、予期せぬ給付増や保険料収納不足に対し、貸付及び交付を行うことで、当該都道府県内の国保財政を安定化させる。

＜市町村の役割＞

- 市町村は都道府県が定めた納付金を納めるため、都道府県に示された標準保険料率を参考にして、条例において国保の保険料率を決定し、賦課・徴収を行う。
- 地域住民と身近な関係のもと、資格管理、保険給付、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き実施する。

※その他、従来から実施している国保財政安定化のための公費支援（高額医療費、保険者支援、保険料軽減等）を引き続き実施

国保制度改革の概要(公費による財政支援の拡充)

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)に加え、毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額(約3兆円)の1割を超える規模

※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

<平成27年度から実施>

○ 低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充(約1,700億円)

<平成30年度から実施>(毎年約1,700億円)

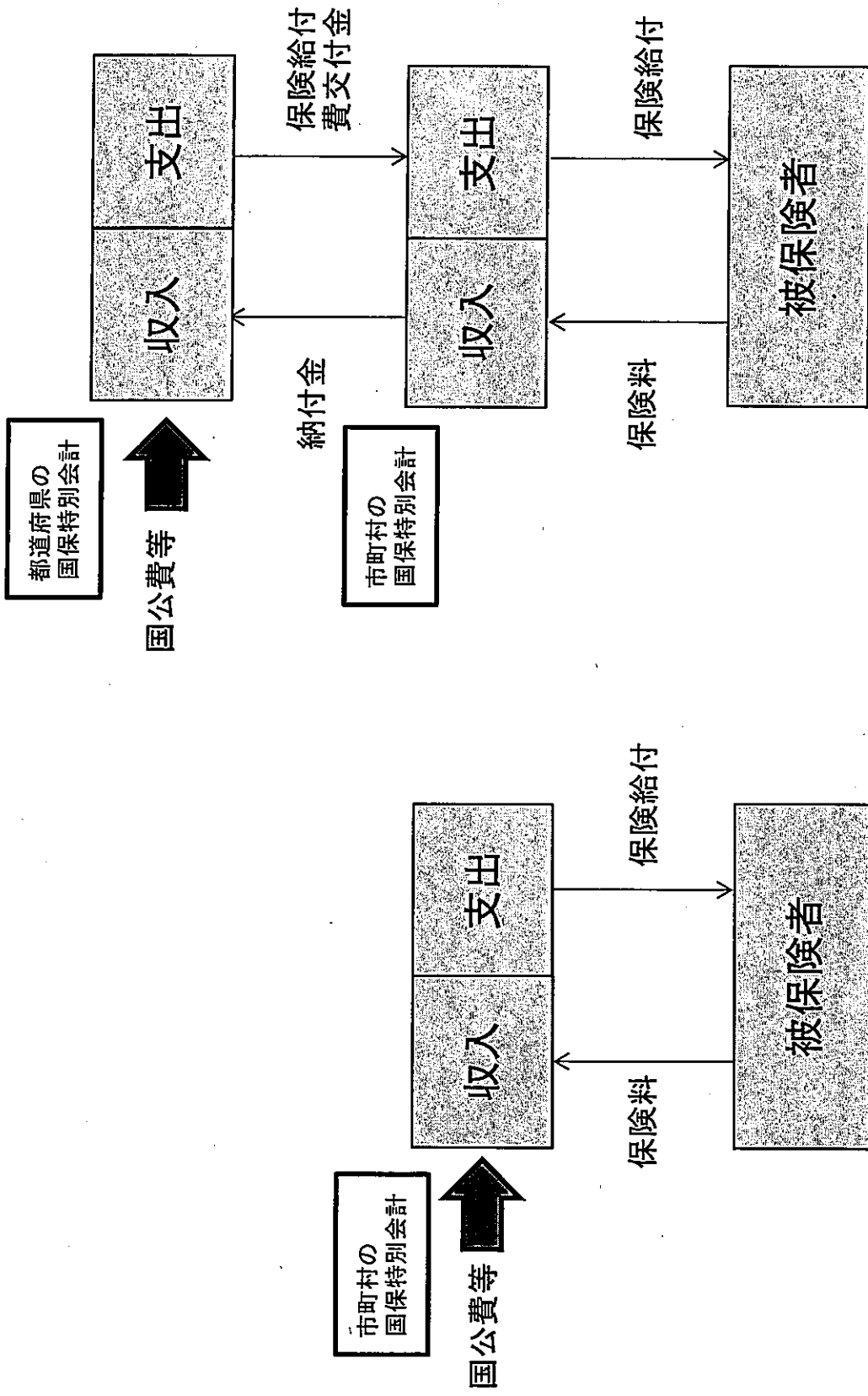
- 財政調整機能の強化(財政調整交付金の実質的増額)
- 自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応 (精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等) 700～800億円
- 保険者努力支援制度…医療費の適正化に向けた取組等に対する支援 700～800億円
- 財政リスクの分散・軽減方策(財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等) 等

・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成等(平成27年度200億円⇒平成29年度約1,700億円)

・平成30年度以降は、上記の項目に約1,700億円を配分

○ あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

平成30年度以降の国保財政のしくみ



県国民健康保険特別会計イメージ図

歳入

国保事業費納付金
前期高齢者交付金
国庫支出金
県繰入金
その他収入※

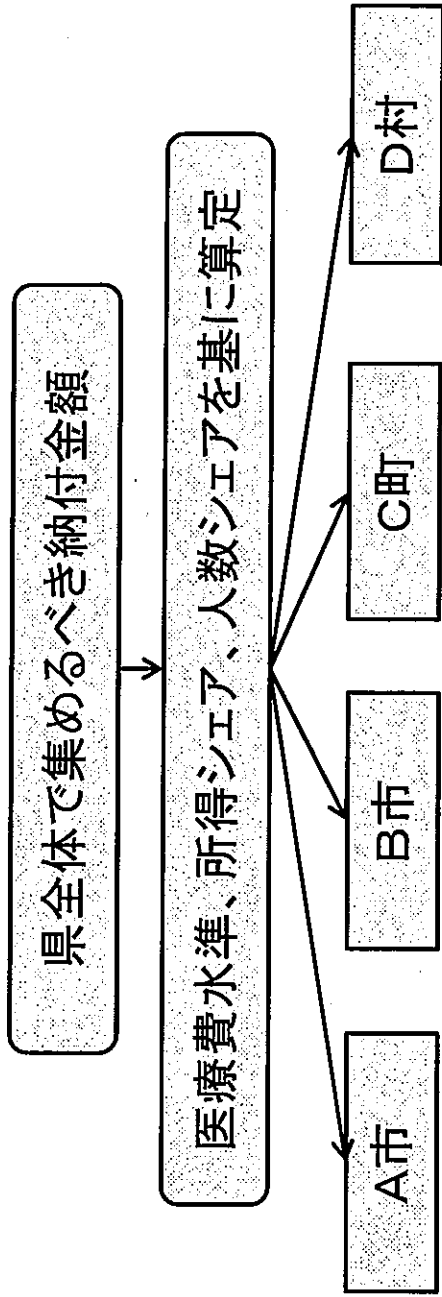
※ その他収入：療養給付等交付金等

歳出

保険給付費等交付金
後期高齢者支援金
介護納付金
その他支出※

※ その他支出：前期高齢者納付金、総務費等

国保事業費納付金の算定方法



市町村の納付金額

$$\text{県全体で集めるべき納付金額} \times \{ \alpha (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1) + 1 \} \\ \times \{ \beta (\text{所得のシェア}) + (\text{人数のシェア}) \} \div (1 + \beta) \\ \times \gamma$$

α = 医療費水準反映指数 β = 所得シェア反映指数 γ = 調整係数
α = 0にすると統一保険料水準に近づく

- 年齢調整後の医療費水準が高い市町村ほど納付金が高くなる。
- 所得シェアが高い市町村ほど納付金が高くなる。
- 人数シェアが高い市町村ほど納付金が高くなる。

標準保険料率の算定

県は、各市町村が納付金等を支払うために必要な標準保険料率を算定し、公表する。

目的

- 将来的な保険料負担の平準化
- 各市町村が保険料(税)率を決定する際の参考指標

3つの標準保険料率

全体調整	
都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す
市町村標準保険料率	都道府県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す
各市町村の算定基準にもとづく標準的な保険料率	各市町村に配分された納付金を支払うために必要な各市町村の算定基準にもとづく保険料率

県において決定する主な算定方針及び係数

納付金算定関係

- α の設定
- β の設定
- 納付金の配分に世帯数、資産税総額を反映させるか。

標準保険料率算定関係

- 標準的な算定方式
- 標準的な賦課割合
- 標準的な収納率
- 標準的な賦課限度額

市町村標準保険料率を算出する際に使用

統一保険料関係

- 統一保険料水準とするか。